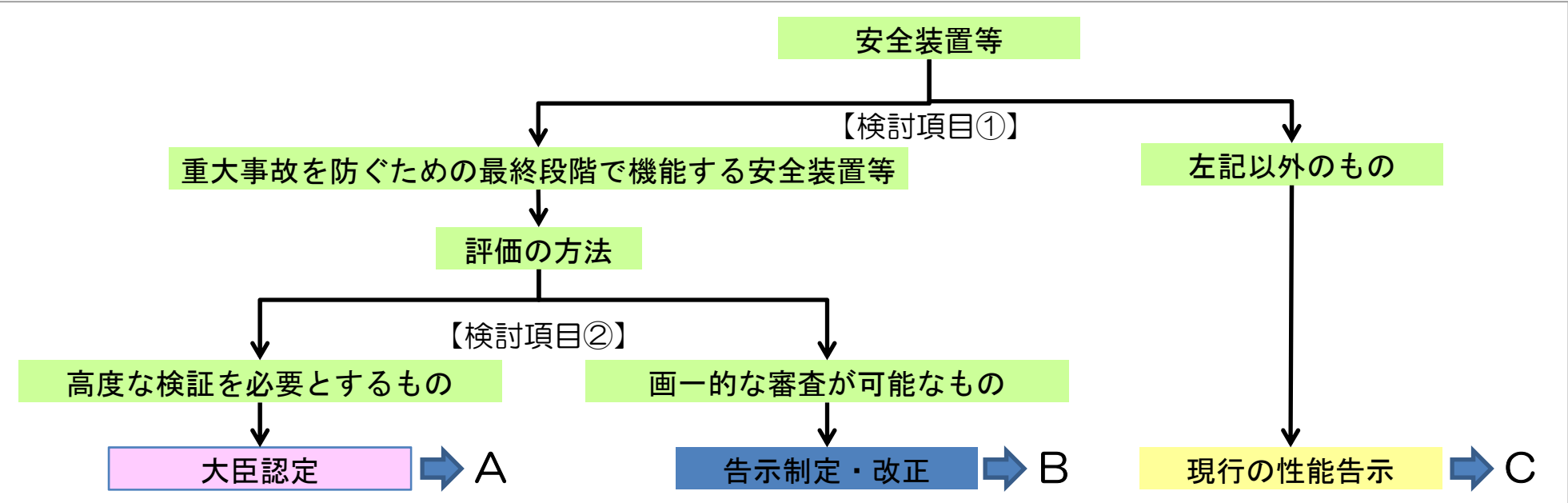


資料3-1 安全装置の分類の基本的コンセプトについて（再掲）

前々回WGにおいて整理した考え方

- A：大臣認定（重大事故を防ぐための最終段階で機能する安全装置のうち高度な検証を必要とするもの）
- B：告示制定（重大事故を防ぐための最終段階で機能する安全装置のうち画一的な審査が可能なもの）
- C：現行告示（重大事故を防ぐための最終段階で機能する安全装置以外のもの）



前回のWGにおける検討項目

検討項目① 重大事故を防ぐための最終段階で機能する安全装置等の考え方

過速又は戸開走行等を防止する安全装置等のうち、当該安全装置等の機能が発揮されない場合に過速又は戸開走行を防止するための装置を有しないもの（A及びB）

検討項目② 画一的な審査が可能な安全装置の考え方

機械式で、かつ、機構が一般化された安全装置、又は実地で動作確認ができるスイッチ系統の安全装置のうち安全装置の作動に関して制御プログラムを介さないもの（B）